○内閣府告示第百三十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百二十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び浜松市

二　地域再生計画の名称　浜松市天竜美林活用促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　浜松市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百三十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百二十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び静岡県榛原郡川根本町

二　地域再生計画の名称　川根本町　人が行き交い、にぎわいのあるふるさとづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　静岡県榛原郡川根本町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百四十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百三十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県、愛西市及び弥富市

二　地域再生計画の名称　豊かに暮らす水と緑のまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　愛西市及び弥富市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百四十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百八十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県、豊田市及びみよし市

二　地域再生計画の名称　「おいでん」とよた「いいじゃん」みよしまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　豊田市及びみよし市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百四十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　大阪府及び河内長野市

二　地域再生計画の名称　「奥河内」農と緑のふるさと地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　河内長野市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百四十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県、洲本市及び南あわじ市

二　地域再生計画の名称　新しい交通ネットワークを中心とした南淡路地域活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　南あわじ市の全域及び洲本市の区域の一部（旧洲本市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百四十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百五十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　和歌山県

二　地域再生計画の名称　紀中・紀南沿岸地域の産業を支える安全で快適な港づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　有田市、田辺市及び新宮市並びに和歌山県有田郡湯浅町及び広川町、日高郡由良町、日高町及び印南町、西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡串本町及び那智勝浦町の区域の一部（湯浅広港、由良港、文里港、日置港、袋港、大島港、古座港、浦神港、宇久井港、勝浦港、新宮港、初島漁港、印南漁港、周参見漁港及び三輪崎漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百六十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県及び島根県邑智郡邑南町

二　地域再生計画の名称　Ｏｈ！なんと安心と癒しのまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　島根県邑智郡邑南町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百七十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦